

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	和歌山県串本町 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

串本町は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県串本町長

公表日

令和7年10月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診等、町民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務である。事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、各種事業の対象者であることの確認、事業利用の確認、受診券の発行、検診結果・精密検査の管理、検診後のフォロー、各種検診の受診勧奨、未受診勧奨、事業案内通知、町民からの問合せへの回答を行っている。</p> <p>番号法においては、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることになる。</p> <ul style="list-style-type: none">・健康増進法第十七条 健康手帳の交付・健康増進法第十九条の二 歯周病検診・肝炎ウイルス検診・がん検診・基本健診・健康増進法第十九条の四 健康増進事業の実施に関する情報の提供の求め
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 健康管理システム(標準準拠システム) 4. 統合宛名システム(標準準拠システム) 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
成人保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山県串本町福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県串本町(福祉課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0562
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山県串本町(福祉課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0562
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	----------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 特に力を入れている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

システムにログインするため二要素認証(生体認証、IDとパスワード)を必要としており、ユーザ認証の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	福祉課長 山本 智	福祉課長 吉村 真也	事後	人事異動
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	福祉課長 吉村 真也	福祉課長	事後	新様式による課長名の削除
令和1年6月26日	IVリスク分析	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和3年8月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	串本1800	サンゴ台690番地5	事後	庁舎移転による住所変更
令和3年8月13日	IIしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点		
令和4年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診等、町民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務である。事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、各種事業の対象者であることの確認、事業利用の確認、受診券の発行、検診結果・精密検査の管理、検診後のフォロー、各種検診の受診勧奨、未受診勧奨、事業案内通知、町民からの問合せへの回答を行っている。 番号法においては、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることになる。	本事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診等、町民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務である。事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、各種事業の対象者であることの確認、事業利用の確認、受診券の発行、検診結果・精密検査の管理、検診後のフォロー、各種検診の受診勧奨、未受診勧奨、事業案内通知、町民からの問合せへの回答を行っている。 番号法においては、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることになる。 ・健康増進法第十七条 健康手帳の交付 ・健康増進法第十九条の二 歯周病検診・肝炎ウイルス検診・がん検診・基本健診 ・健康増進法第十九条の四 健康増進事業の実施に関する情報の提供の求め	事前	
令和4年6月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	事前	
令和4年6月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条		事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	①実施しない	①実施する ②番号法第19条第8号 別表第二の102の2項	事前	
令和4年6月20日	IVリスク分析 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) 十分である 十分である	事前	
令和7年3月31日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	番号法第9条第1項 別表111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	番号法等一部改正法の施行
令和7年3月31日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の102の2項	情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	番号法等一部改正法の施行
令和7年3月31日	II－1 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年3月31日	II－2 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年3月31日	IV－8 人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加
令和7年3月31日	IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加
令和7年10月24日	I－1－③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 健康管理システム(標準準拠システム) 4. 統合宛名システム(標準準拠システム) 5. 中間サーバー	事前	標準準拠システムへの移行に伴う変更
令和7年10月24日	II－1 いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	令和7年9月30日 時点	事後	
令和7年10月24日	II－2 いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	令和7年9月30日 時点	事後	